

令和2年度
横浜市居住支援協議会
家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業
事業者募集案内

令和2年9月
横浜市居住支援協議会

目次

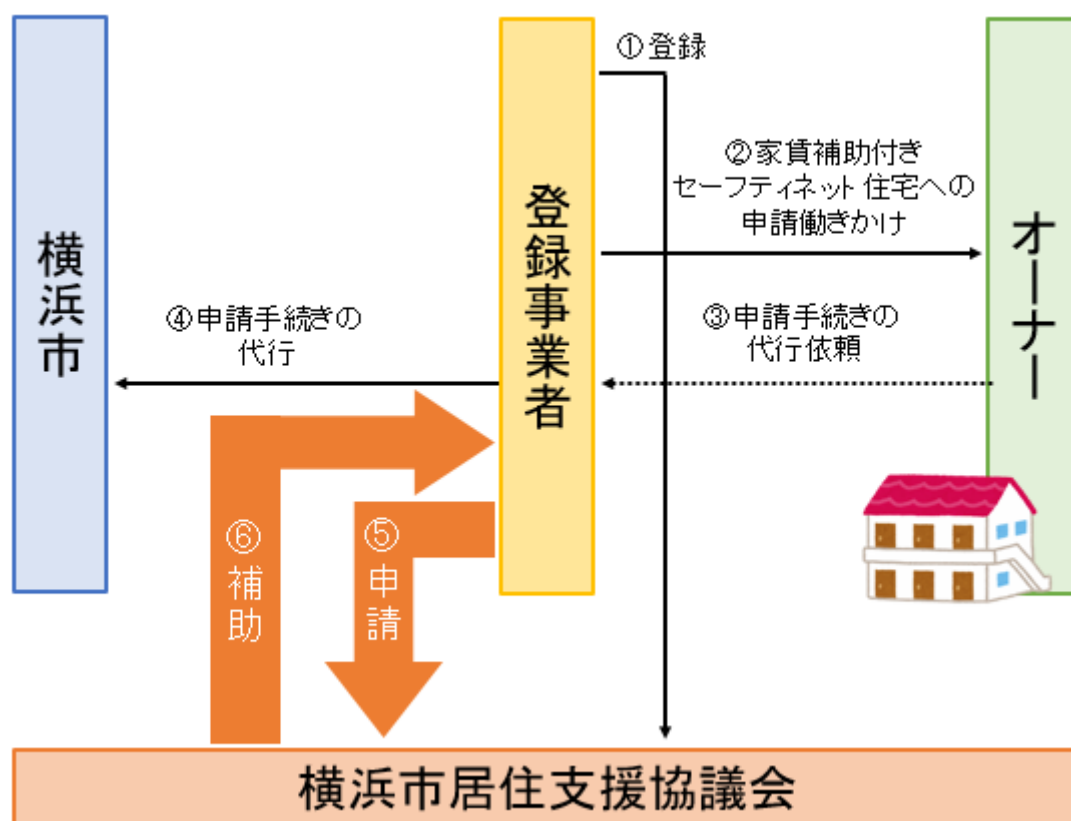
1. 事業の概要	1
1. 概要	1
2. 事業実施期間	1
3. 補助金の額	2
4. 募集戸数	2
5. 補助の条件	2
6. その他	2
2. 事業者の募集	3
1. 応募資格	3
2. 応募方法	3
3. 応募期間	3
4. 質問の受付	3
5. 注意事項	3
6. 登録事業者向け事前説明会	4
7. その他	4
3. 事業実施の流れ	5
1. オーナーへの働きかけ	5
2. 家賃補助付きセーフティネット住宅の申請手続きを代行	5
3. 補助金の交付申請	6
4. 補助金の請求・支払い	6

1. 事業の概要

1. 概要

本事業は、オーナーが所有する物件を「家賃補助付きセーフティネット住宅」にするよう働きかけ、その後、申請手続きを代行した不動産事業者に対して、手続きに必要な費用の補助を行う事業です。

補助を受けるためには、事前に応募し、「登録事業者」として登録される必要があります。



2. 事業実施期間

不動産事業者募集

令和2年9月7日（月）から令和2年9月18日（金）まで

補助事業

令和2年9月25日（金）から令和3年1月29日（金）まで

※予算額に達した時点で受付を終了します。

3. 補助金の額

家賃補助付きセーフティネット住宅1戸につき1万円とします。

4. 募集戸数

50戸程度（先着順）

5. 補助の条件

- ・オーナーが所有する物件を家賃補助付きセーフティネット住宅にするよう働きかけること。
※登録事業者が自己所有する物件は対象外とします。
- ・過去に家賃補助付きセーフティネット住宅として交付決定を受けていない住戸であること。
- ・家賃補助付きセーフティネット住宅として交付決定を受けた後、少なくとも1年は取消しの申請をしないこと。1年以内に取消した場合は、補助金を返還していただきます。

6. その他

- ・補助を受けるためには、家賃補助付きセーフティネット住宅の申請手続きを代行した後、別途横浜市居住支援協議会に対して本補助金の申請をしていただく必要があります。
（詳細は5ページ「3.事業実施の流れ」をご確認ください。）

2. 事業者の募集

1. 応募資格

- ・横浜市において現に宅地建物取引業を営んでいる者。

2. 応募方法

以下の書類を横浜市居住支援協議会事務局あてに郵送にて提出してください。

- ① 家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業登録事業者申請書
…市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 宅地建物取引業者免許証（写）

《送付先》

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎24階
建築局住宅部住宅政策課 横浜市居住支援協議会担当

《市ホームページ》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/kyojushienkyogikai.html>

3. 応募期間

令和2年9月7日（月）から令和2年9月18日（金）（必着）まで

4. 質問の受付

本事業の内容等について、御不明な点がある場合は、質問事項をメールでお送りください（様式自由）。

《送付先》

Eメール：kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

質問受付期間：令和2年9月7日（月）から令和2年9月18日（金）17時まで

5. 注意事項

- ・同一の内容で、国や県、市等の補助金等を受けている事業については応募することができません。
- ・同一の登録事業者が同一の内容で重複して応募することはできません。
- ・応募書類が、本要領に従っていない場合や不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

6. 登録事業者向け事前説明会

応募いただいた不動産事業者の皆さまに対し、事業の概要や家賃補助付きセーフティネット住宅の申請手続き等についてご説明します。

令和2年9月24日（木）予定

※詳細は別途ご連絡します。

説明会を受講することが要件になっているため、必ずご参加ください。

なお、説明会において、「登録事業者承認書」をお渡しします。

7. その他

事業終了後、本事業及びその後の状況に関する調査・評価のため、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

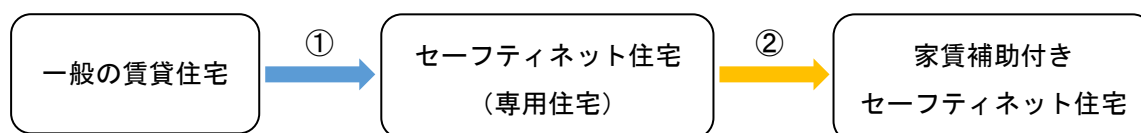
3. 事業実施の流れ

「登録事業者承認書」を受け取った後、令和2年9月25日（金）以降に開始したものが補助の対象となります。以下の手順で事業を実施してください。

1. オーナーへの働きかけ

オーナーが所有する物件を家賃補助付きセーフティネット住宅にするよう働きかけ、家賃補助付きセーフティネット住宅にすることへの承諾と申請手続きの代行の依頼を受けます。

2. 家賃補助付きセーフティネット住宅の申請手続きを代行



① セーフティネット住宅（専用住宅）への登録

- ・「セーフティネット住宅情報提供システム」から電子申請にて登録できます。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

- ・登録に関するご相談先

「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」

電話番号：045-664-6896

受付時間：9時～17時（12時～13時、土日・祝日・年末年始を除く）

② 家賃補助付きセーフティネット住宅への申請

- ・制度の内容、申請書類等は、以下のホームページをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safetynet-hojo.html>

- ・書類の送付先、お問合せ先

「横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業課」

住所：〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階

電話番号：045-451-7755

受付時間：8時45分～17時15分（12時～13時、土日・祝日・年末年始を除く）

3. 補助金の交付申請

家賃補助付きセーフティネット住宅の申請後、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金交付申請書兼報告書」を協議会事務局に郵送にて提出してください。

締切：令和3年1月29日（金）必着

審査の上、本補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書」により申請者に通知します。

4. 補助金の請求・支払い

「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金請求書」を協議会事務局に郵送にて提出し、請求してください。

締切：令和3年2月12日（金）（必着）

その後、速やかに補助金を申請者に支払います。

横浜市居住支援協議会事務局

住所： 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎24階

建築局住宅部住宅政策課 横浜市居住支援協議会担当

電話番号：045-671-4121

Eメール：kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp